

資料 3

中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会
(第15回)平成30年6月13日

公立大学改革支援・評価研究センターへの追加確認事項

(青字部分：センターからの回答)

【財政計画について】

① 公立大学協会に依拠（財政支援、人材）しすぎていないか。評価の独立性が確保されるのか。また、財政的に4年間の支援だけで独立性が保てるのか。

- 公立大学協会は、大学の質保証に責任をもって取り組むために、自ら認証評価機関を設立することとなった。その責任を果たすために、事業が軌道に乗るまでは、センターに対し、財政支援及び人材支援を行うこととしている。
- 当初の4年間は、受審時期を迎える大学が少ないことから支援を受けることが必要となる可能性が高いが、その間に実績を積み重ね、受審時期を迎える大学が多くなる5年目以降は一定の受審大学数を確保し、財政的に独立性を確保できる見通しである。
- 評価の独立性を確保するために、認証評価委員会には適切な人選を行うこととしている。

② 「今後4年間にわたり、運転資金として必要に応じ6,000万円の支援を受ける予定」とあるが、公立大学協会の貸借対照表からは、資産は潤沢とは思えず、支援の財源があるようには見えない。また、収支内容が分からないので、どのような財源を支援に充てるのか、またその信憑性も分からない。

- 公立大学協会では、過去5年間に亘り、協会内組織として公立大学の質保証についての研究組織を置き、活動経費及び人件費を毎年1500万円程度あててきた実績がある。
- 今後、この費用負担を外部組織である本センターへの支援に切り替え、認証評価事業が経営的に確立するまで継続する予定である。これは総会でも承認済みである。(資料6参照)

③ 会員数40大学の客観的根拠がない。すでに意向を照会しているのであれば、その証拠となるデータ等を確認したい。

- 総会で支援の決議を得るなど、公立大学協会の会員校では本評価への期待が高まっている。今後、公立大学協会の地区単位の会議などを通して、詳細に説明し理解を深めた上で、会員となる大学の数に正確な見通しをつける。

【実施大綱について】

④ 受審大学全体を対象にした説明会ならともかく、個別的に説明(＝大学質保証研修)を行うのは評価の独立性を保持できないのではないか。また、「SD研修」という言葉も不適當ではないか。

- 受審大学全体を対象とした説明会は、年度当初に行うこととしている。
- ここで言う「大学質保証研修」は、本評価の目的等を、認証評価を担当する教職員だけでなく、多くの構成員に伝えることを通じて、認証評価受審の有効性を高めるものである。
- 認証評価に関する理解を深めることは、「当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため」（大学設置基準第 42 条の 3）の能力を向上させることに資するものと考えており、法令が求めている SD 研修としても機能するものと考えている。
- 大学質保証研修の実施に関わる者は、当該大学を評価する評価実施チームに加わる評価委員以外の者から選出するなど、支援に関する部分と評価に関する部分を明確に区分する。

⑤前文のなかに、「～及び向上を支援すること」が、保証業務と同列に記載されているが、向上は自己点検の実施や、評価結果を受けての結果であり、並列的目的に掲げることでよいのか。

- 実施大綱「はじめに」を修正した。

修正前：質を保証すること及び向上を支援することを目的とし

修正後：質を保証するための評価を行い、その評価を通じて大学の教育研究の質の向上に資することを目的とし

⑥ 2（2）：「点検評価と並行して認証評価を行う」とあるが、認証評価は自己点検の評価結果を受けて行うのではないか。

- 実施大綱「2（2） 内部質保証の実質化の支援」を修正した。

修正前：大学が自ら行う点検及び評価と並行して認証評価を実施し、そのプロセスにおける研修や助言により、

修正後：大学が自ら行う点検及び評価に対し、研修や指摘を行うことにより、

⑦ 2（2）：「評価の過程における助言」を文字化している事に危惧がある。

- 実施大綱「2（2） 内部質保証の実質化の支援」を修正し、また「5（2）センターにおける評価のプロセス」を修正した。

修正前：2（2）そのプロセスにおける研修や助言により、

5（2）助言し

修正後：2（2）研修や指摘を行うことにより、

5（2）指摘を行い

⑧ 5（2）評価プロセスとして、受審大学の研修に講師派遣をし、方針を確認して評価チームを構成する、作成過程において必要に応じて助言する等々とあるが、他にも記載されている「支援」を考慮すると、評価の第三者性（独立性）に問題が無いが懸念される。

○ ④、⑦への回答と同じ。

○ 実施大綱「5（2） センターにおける評価のプロセス」を修正した。

修正前：センターは、受審大学が実施する大学質保証研修に講師を派遣し、自己点検・評価の方針を確認した上で、受審大学を担当する評価実施チームを編成します。

修正後：（削除）

⑨大学評価基準2について、大学が水準の向上に努めているかどうかは、そのために教職員等が具体的にどのような活動を行っているのかを、大学も評価機関も評価するのであって、そのことのエビデンスとしてデータ等がある、という順序であるはず。しかし、その肝心な活動について言及せずに、いきなり情報収集としている点は、問題ではないか。基準3と同様の表現（「・・・必要な取組みを行っており）を入れるべきではないか。

○ 誤解を招きやすい表現であったため、実施大綱「3 大学評価基準の構成」を修正した。

修正前：評価にあたっては、教育研究の水準の向上に資するために必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組みを組織的に行っており、

修正後：評価にあたっては、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、

⑩5（1）①大学質保証研修は、これを受けないと評価申請できないのか、受けずとも申請できるのか。

○ 必須ではないが、内部質保証を支援する観点から、センターとして実施を推奨する。

○ 実施大綱「5（1）① 受審大学が行う自己点検・評価のプロセス」を修正する。

修正前：大学質保証研修を・・・実施します

修正後：大学質保証研修を・・・実施することが求められます

⑪受審大学の支援に評価委員が赴くとあるが、第三者評価としては不適切ではないか。他機関では、大学からの支援要請（アドバイス）について対応はしているかと思うが、評価担当者が対応することはないかと思う。

○ ④、⑦、⑧への回答と同じ。

【大学評価基準について】

⑫「大学評価基準」1ページの基準は、基準の文言だけにして、基準〇では・・・という解説は別記したほうがよいのではないか。

○ 再度、検討を行った結果、指摘された形式についても十分理解できるものの、本評価の特徴として掲載形式を維持し、評価を実施する中で関係者の意見を踏まえ、必要があれば再考する。

⑨´（再掲）大学評価基準2について、大学が水準の向上に努めているかどうかは、そのために教職員等が具体的にどのような活動を行っているのかを、大学も評価機関も評価するのであって、そのことのエビデンスとしてデータ等がある、という順序であるはず。しかし、その肝心な活動について言及せずに、いきなり情報収集としている点は、問題ではないか。基準3と同様の表現（「・・・必要な取組みを行っており）を入れるべきではないか。

（回答は割愛）

【基準を満たしているとの判断について】

⑬前回は基準を満たしている、いないの判断はせず、質の保証もせず、支援するとしていたが、一転して、基準3についても、特色ある教育研究の進展に努めていない場合には基準を満たしていないとするのは、大変厳しい判断と思われるが、組織内で充分検討した上での決定かどうか確認したい。

- 組織内の検討においては、評価の理念等については一定の方向性に集約してきたが、評価方法やその結果を示す形については、組織内にもこれまでの評価経験を踏まえた多様な意見があり、多岐に亘る方法の中から評価方法を採用した。
- 一方、認証評価は法令の枠組みの中で実施されるものであり、審査委員会で専門的見地から指摘がなされれば、方針変更を行うこととなる。
- この決定は、5月8日に開催した企画委員会において、審査会での議論を踏まえて行ったが、これは数年来に亘って積み重ねてきた議論に基づく判断でもある。

【点検評価ポートフォリオについて】

⑭基準1については、「自己点検・評価の実施状況並びに本事項に対する自己評価」に、各評価事項に関する法令適合性を自己点検・評価で確認した結果を記述するとしており、「点検評価ポートフォリオ作成要項」4ページ）、記入例は常識的な範囲であるように見える。ただし、記入例では根拠も示さずに「適切である」とする表現が多用されている。また、「4）収容定員 収容定員は、学則第*条に学科ごとに定められており、また実入学者数が入学定員を大幅に超えるまたは下回る状況にはない。」については、例示として具体的な数値が書かれていない。定員管理が今まで以上に厳格になる中で、定員管理に限らず数値チェックはどの程度行うことを予定されているのか確認したい。

- 数値チェックの際の参照値については、法令に定めのあることについてはそれに従う。そのほか、例えば定員超過の適切性など、基準等の変化することがらについては、変化に応じて定めることとなる。
- 作成モデルを修正した。（「イ」の収容定員や「ロ」の教員組織、「ニ」の施設・設備等に関する公表資料として「認証評価共通基礎データ様式」を追記）

⑮記入様式の奇数ページ（7ページ～15ページ）は、関係の深い法令を機械的に並べ、公

表資料の名称を記述するようになっている。しかし、法令の条文によっては資料名を書くだけでは意味をなさないものもあるのではないか。たとえば、冒頭の教育基本法第7条については、該当する資料として学則の目的を例示しているが、必ずしも学則の目的が合致しているとは限らない。評価において、左ページの資料を誰がどの程度確認されるのか伺いたい。
関連して、右ページで記述することと記述されないことの区別はどのようにお考えだろうか。記述されないものは必ず資料チェックがなされるのか確認したい。

- 右ページの法令一覧の資料については、リンクを確認し、情報が適切に社会に対し公表されているか確認する。その上で、評価の過程で特に必要とされる部分については、重点的に確認する。確認作業は、まず事務局において確認し、その確認の結果を評価実施チームの主査等が確認することを想定している。
- 左ページについては、基本的には大学の判断で重要事項を選び記述されることになる。評価の過程で重要な部分が抜けていると判断される場合には、記述されていない項目についても、大学の自己点検・評価の状況を確認する。

⑯基準1で問題がある場合、改善方策を書かせる必要があると思うが、その指示がないのは問題である。課題がある場合の例示もない。

- 点検評価ポートフォリオ作成要項、作成モデルを修正した。(作成要項に「改善が必要な事項についてはその内容と改善方策を記述」するよう追記した。作成モデルに改善が必要な事項の作成例を追記した(資料4 p.9、p.15、p.33参照)。

⑰基準2については、⑯と同様のことが言える。まず記述されるべきは、水準向上を目指してどのような活動を行ってきたのか、また現在行っているのか、それをデータで見ると成果が出ているのかいないのかという順序でなければならない。現在の案だと、成果が出ているところから作文が始まることを助長するのではないか。

- 点検評価ポートフォリオ作成要項、作成モデルを修正した。(基準2の各取組みの「分析の内容」が、成果が出ているところから作文することを求めているとの誤解を招かないよう記載内容を変更した。(資料4 p.47-48、p.49参照))

⑱何をとり上げるのかについて大学の裁量幅が大きすぎる。各大学に対して公平な評価ができるかどうか疑念がある。最低限、何について自己評価するのかを決める必要があるのではないか。このままでは、評価者は評価が困難になることが容易に予測できる。

- 評価の「公正かつ適確な実施を確保」し、その公平性にも配慮を行う。
- 各大学は、何について自己評価を行うかについて、認証評価の第2巡目までの経験により十分に学習していると考えられる。どの点に軸足を置いて評価するのかを自主的に設計できることが、「内部質保証」に求められる重要な視点と考える。

⑱申請者は、点検評価ポートフォリオを用いることが内部質保証活動の表明につながるのと
の考え方を採っている。「大学にとって取組みが困難であったり、見過ごされやすかったり
する、言わばリスクの高いポイントを中心に内部質保証の状況について、それぞれの点検評
価資料を厳格に評価する」（「点検評価ポートフォリオ作成要項」3ページ）としているが、
特に基準2について、大学の裁量幅が大きいという状況で、具体的にポートフォリオがどの
ように機能するのか確認したい（ポートフォリオにするとリスクの高いポイントが浮き彫
りにされるのか）。

- 基準2については、データ分析に基づく水準向上に向けた取組みについて評価を行う
ものであるが、その取組み、重点を置くポイントは多様であり、大学の自主性を尊重する。
- 評価において網羅性を追求すると、情報量が増し全体が俯瞰しづらくなる（網羅性と俯
瞰性のトレードオフ）。メリハリのある評価が必要であり、ポートフォリオ形式で経験を
蓄積し、リスクの高いポイントを把握する。

【認証評価委員会委員名簿について】

⑳評価委員の3つの空欄、人選は目処が付いているのか。

- 確定した評価の内容を説明したうえで、関係団体等からの推薦を求めることを想定し
ている。特に会計士及び高校関係者等が第三者性を担保するための委員であり、人選にも
透明性が求められ、慎重な対応を行う。
- 認証に先立って名簿の確定が必須であれば、求められる期日までに人選を行う。

【センターの事務局体制について】

㉑専任職員は1名で、必要に応じて協会からの兼任、会員大学からの出向で運営とあるが、
公立大学協会の職員数（専任、出向等）のデータを確認したい。

- 専任職員5名、出向者2名、有期雇用職員2名の計9名である。今年度新たに1名の
専任職員を採用する計画である。

【認証評価に関する諸規則について】

㉒「公立大学改革支援・評価研究センター大学機関別認証評価に関する規程」の大学評価の
目的が「支援」のままである。

- 実施大綱「はじめに」の修正内容に合わせて、大学機関別認証評価に関する規程を修正し
た。

㉓「公立大学改革支援・評価研究センター評価委員規程」第5条に、評価委員の職務として
「受審大学の点検評価資料の作成に対する助言」とあるが、評価委員が受審大学に助言する
のは適切とはいえない。他の評価機関は、評価の公正性を期すために、評価者の名前を評価
に行く直前まで伏せる場合が多い。

○評価委員規程を修正した。

修正前：受審大学の点検評価資料の作成に対する助言

修正後：受審大学の書面評価

【「リ 財務に関すること」（点検評価ポートフォリオ作成モデル（4種類）について）

②④私学モデルの計算書類は H27 年改正以前の会計基準によっており、会計基準改正を適切に理解していないと考えられる。

○ 作成モデルを修正した。（資料5参照）

②⑤私学モデルの 3)の「財務に係る監査」の文章は、監事監査と、公認会計士又は監査法人監査との相違を適切に理解していないと考えられる。

○ 作成モデルを修正した。（資料5参照）

【センター規則等への会員制等についての明記】

②⑥確認事項についての回答中、【財政面について】の回答に、「会員校」の「会費」という表現があるが、前後関係から、公大協の会員ではなく、センター固有の会員と理解できる。しかし、提出資料には会員制について把握できるものがない。会員制の目的、会費に見合う会員に還元するための活動は、センターそのものの根拠規程（公立大学改革支援・評価研究センター規則）に明記されるべきである（前回の審査委員会では、4校程度申請があればよいという発言が申請者からあったため、評価を受ける大学と会員がイコールでないことは明白）。何のための会員制なのかという点について、規程等での確認が必要である。

○ 会員の定めについて、センター規則を修正し、会員規程（資料7参照）を作成した。

②⑦役員を選任手続が記載されていないので、追記すべきである。

○ センター規則に役員を選任手続を追記した。

（了）